

# 平成24年度第1回清掃審議会

## 会議録

平成24年10月3日（水）午後3時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟7-405会議室

# 平成24年度 第1回清掃審議会会議録

日時 平成24年10月3日（水）

午後3時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟7-405会議室

- 出席委員 藤井会長、松原副会長、菊野委員、柴田委員、植木委員、熊田委員、坂田委員、椎谷委員、中澤委員、橋本委員、宮尾委員、山賀委員、山下委員
- 欠席委員 渡邊委員、皆川委員
- 事務局 熊倉環境部長、吉田廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長  
樋口廃棄物施設課長 ほか

## 1. 開会

- 斉藤廃棄物政策課長補佐（開会挨拶）

## 2. 資料の確認等

- 斉藤廃棄物政策課長補佐（資料の確認等）
- 熊倉環境部長：本日はお忙しいところお集りいただき誠にありがとうございます。本年4月から環境部長を務めさせていただいております熊倉と申します。よろしく願いいたします。昨年度新しいごみ減量制度施行以降初めて、一般廃棄物処理基本計画の改定をさせていただきました。改定にあたりましては、委員の皆さまに何度もお集まりいただき、また自由闊達な議論をいただきました。お陰様で本年2月に新しい計画を公表し、4月からはこの計画に基づき各種施策を実施させていただいております。まずは皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。

新年度が始まって半年が経ちましたが、本日は近年のごみ量の推移や新しい基本計画に基づき実施している各種施策の状況などについてご報告させていただきたいと考えております。

また、関心が高まっている災害廃棄物の処理に関しまして状況をご説明し、ご意見を頂戴したいと考えております。とりわけこの災害廃棄物につきましては、先日の本会議で試験焼却についての予算はお認めいただいたのですが、市民の皆さまのなかにはまだ不安に感じている方もおられると思います。今後どのように進めていくかという判断は様々な観点から総合的に検討が必要で、もう少しお時間をいただきたいと思います。なお、直近では三条市、柏崎市で試験焼却が始まるということで、本市といたしましてはその結果も踏まえながら総合的に判断していきたいと思っております。

さらに、新しい基本計画に盛り込まれました「分別呼称の見直し」につきましても、本日皆さまからご意見をいただきたいと思います。循環型社会の実現に向け、様々な施策を展開してまいりますので、引き続きご支援をいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

- 藤井会長： それでは、今年度初めての審議会ということですので私からも一言ご挨拶申し上げます。平成20年に新ごみ減量制度が開始され、市民の皆さまのご理解・ご協力のもと早期に数値目標を達成し、成果を上げてきたところでございます。そして、次のステップということでさら

なるごみの減量・リサイクルの推進を目指し、先ほど熊倉部長さんの方からもお話のありました「一般廃棄物処理計画」が策定されたということでございます。

「市民・事業者・行政と協働のもとにつくる環境先進都市」を目指して、基本理念の中で「めざせ3Rシティにいがた」をスローガンとして掲げ、各種活動の展開を図っているところでございます。そのような中で本日、最近のごみ処理の状況や取り組みの動向をご報告するとともに、各種施策についてご審議賜りたく、審議会を開催させていただいたところでございます。委員の皆さまには、自由・活発なご議論・ご審議をお願い申しあげまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事を進行させていただきます。まず、「近年のごみ量の推移等について」事務局から説明をお願いいたします。

### 3. 議事

#### ■「近年のごみ量の推移等について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：それでは近年のごみ量について説明させていただきます。**資料1**をご覧ください。まず図1の家庭系ごみ排出量推移ですが、平成23年度の家庭系ごみ排出量について、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計が140,632t、資源物が45,611t、集団拠点回収が31,870t、家庭系の直接搬入ごみが7,544tとなっています。総合計では225,657tで前年比0.4%の減少となっています。

次に図2の事業系ごみ排出量の推移ですが、平成23年度の事業系ごみ排出量は一般廃棄物収集運搬業者の搬入する許可ごみが80,108t、事業系の直接搬入ごみが4,649t、側溝清掃等が出る汚泥などの公共ごみが4,662t、資源が699tです。事業系ごみの総合計は90,118tで、前年比0.3%減少しております。

以上、平成23年度のごみ量については、ほぼ横ばいという状況であります。また、平成23年度のリサイクル率は26%となっており、平成22年度は27%でした。

続きまして、図3の家庭系一般廃棄物排出量の推移についてですが、青、黄、赤の棒グラフはそれぞれ平成22～24年度の月別の1人1日当たりのごみ量を表しています。今年度から、通常の収集ごみに加えて家庭系直接搬入ごみの有料分も加味された新しい統計手法に基づき計算しております。

また、折れ線グラフは平成22～24年度の各月のごみ量と資源量を表しています。ご覧のように24年4月～8月の各月のごみ量は前年度よりも増加しており、特に4月、5月が顕著となっています。増加要因は現在分析中ですが、考えられるものとして、

- ①東日本大震災からの景気の回復による消費の増加
- ②持ち去り禁止条例（新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正）によって持ち去り行為が減少し、その結果として燃やさないごみや缶などが増加
- ③4月に区だよりで広報した、ごみの自己搬入施設の制限区域撤廃により、家庭系直搬ごみの増加などが考えられます。

このような現状ですので、9月16日発行の市報にいがた、9月23日発行のサイチョプレス、10月のごみ減量・リサイクル推進月間におけるチラシの自治会回覧などで、引き続き市民の皆さまへ意識啓発を強化していきたいと考えております。説明は以上になります。

## ■「近年のごみ量の推移等について」質疑応答

- 藤井会長：ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。また、多少ごみ量のリバウンドの傾向が見受けられるとのことですが、考えられる要因などについてもお気づきの点などはありませんでしょうか。
- 柴田委員：月別にみると確かに変動はあるようですが、年平均でみた場合には必ずしも目標値を大きく上回っているわけではないようですし、当初の年度目標に対して現段階ではっきりとリバウンドしているとは言えないのではないのでしょうか。
- 藤井会長：ありがとうございます。ごみの減量には啓発活動が大事であるという事で今後も様々な活動をしていただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。新しい基本計画に基づき進められている施策の進捗状況について、**資料2～6**までまとめて事務局から説明をお願いします。

## ■「新しいごみ処理基本計画に基づく施策の進捗状況について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：それでは、使用済み小型家電の回収・処理モデル事業について**資料2**をご覧ください。本市ではこれまで主に燃やさないごみとして捨てられていた使用済みの家電製品を、今年6月から市内12カ所に拠点を開き回収することとしました。携帯電話や携帯型ゲーム機などの小型家電は、金や銀などの貴金属や電子部品等で有用とされるレアメタルなどを含んでいます。これらを回収し資源化することで、国内資源循環の一層の促進を図るとともに、市民のリサイクル意識の向上も図りたいと考えております。

回収する小型家電は、拠点に設置する回収ボックスに入る大きさで、携帯電話やPHS、電話機、電気かみそり、携帯音楽プレーヤーなど電気・電池で動く家電製品を対象としております。

次に回収方法ですが、市民の利便性等を勘案しできるだけ土日も開いている施設を回収拠点として、左下の表に記載の施設に回収ボックスを設置しました。これらの回収拠点を市が委託した業者が定期的に巡回して回収しています。

次に、右の処理の流れ図をご覧くださいなのですが、市民が各拠点に排出した小型家電は、市の委託業者が回収し選別・分解されます。その後それぞれのリサイクル業者等に引き渡され、資源として国内で循環することとなります。なお、回収した物品は有価物として市が処理委託業者に売り払う契約としております。また、本市を2つのエリアに分け2つの業者に委託しておりますが、一方を金属類のリサイクル業者、もう一方を障がい者福祉団体に委託している状況です。

最後に回収の実績ですが、右下に6～8月分の各回収拠点での回収量を表にしております。

続きまして生ごみ減量対策の進捗状況についてご説明いたします。**資料3**をご覧ください。生ごみ減量対策については、市長の方針もあってここ数年ソフト事業の取り組み強化を図ってきたところです。

新規事業についてですが、1つ目の「地域における生ごみ堆肥化活動支援事業」は将来的に多くの地域において生ごみ堆肥化活動を行ってもらうことを目指し、現在は亀田地区の農産物直売所の協力を得てモデル事業を実施しているものです。

2つ目の「学校給食残さ飼料化事業」はこれまで堆肥化していた学校給食残さの一部を養豚業者に引き取ってもらい飼料化するものです。新たな資源化ルートを開拓することで新潟市全体の資源化能力の拡大を図っています。

また、既存事業も課題を見つけて少しずつ改善を図っております。例えば「乾燥生ごみ拠点回収事業」については回収拠点を清掃センターから市民の利便性の高い区役所に変更したほか、ポイント制による景品をエコグッズ等から商品券500円分に切り替えています。

これら事業の新規立ち上げ、改善により事業の成果も向上しています。なお、本日お手元に配布しているマンガ版「生ごみ減量&活用！ガイドブック」は4,500部作成しまして、今後区役所・公民館・婦人会等に配布し生ごみ減量の啓発に努めていきたいと考えています。

なお、9月1日に行われた事業仕分け外部評価会議におきまして「家庭系生ごみ減量化対策事業」と「乾燥生ごみ拠点回収事業」について評価が行われました。仕分け結果としては「廃止」2名、「要改善」4名、「現行通り」1名という判定でした。

外部評価委員の主な意見としましては『市としてCO<sub>2</sub>削減も含めた環境保全対策をどう行うのかという、全般的な対策の1つとして位置付けて考えるべき。その中で市民と行政の役割分担も整理が必要。』というものでした。

これらの意見を受けて、市では今後どのように事業を見直すかを検討し、12月の市議会において検討結果を報告することになっています。

続きまして、**資料4**に基づきマイボトルキャンペーンについて説明させていただきます。新しい基本計画においては3Rのうち優先順位の高いリデュース(ごみの発生抑制)に力点を置き啓発事業等を行うこととしておりました。そこで、繰り返し使えるマイボトルの普及を通じて使い捨て容器の削減を図るとともに、市民のリデュース意識の向上を目的に7月15日から「3Rシティにいがたマイボトルキャンペーン2012」をスタートしました。マイボトルに飲み物を提供できる店舗やマイボトルを販売している店舗、合計140店舗を掲載した「マイボトルライフガイド」を作成し、市の施設やキャンペーン参加店に設置し配布しています。

実績としましてはキャンペーン開始前後のマイボトル持参者数を参加店にアンケート調査したところ、開始前と後でマイボトル持参者の1日あたりの平均人数が19%増加したという結果が出ました。キャンペーンは現在も継続中ですが、これをきっかけにマイボトルを持つようになった方も相当数いると思われる、一定の効果が出ているものと考えられます。

続きまして、**資料5**の環境学習支援事業について説明させていただきます。本年7月からごみについて勉強する小学4年生を中心に、出前講座「ごみ収集車体験」を本格実施しております。出前講座を希望する小学校にごみ収集車を派遣し、ごみ投げ等の体験をしてもらうことで、より一層ごみ処理について関心を持ってもらい、環境意識の向上を図ることを目的としています。9月末現在では市内10校で実施し、延べ469名の生徒が受講いたしました。

続いて、**資料5**の右側をご覧ください。新しい基本計画ではより低年齢層からの環境学習が重要であるということで、今年度から新たに未就学児及び小学校低学年向けのごみ・リサイクル学習支援事業を実施しています。これは市のごみ減量マスコットキャラクター「サイチョ」を使ったDVD映像と絵本を作成する事業で、小学校と幼稚園の教諭計6名からなる編集委員会を開催し、現場の意見を取り入れながら現在教材作成を進めています。

11月末を目処にDVDと絵本が完成する予定ですが、これらを市内の全小学校、幼稚園、保育園に配布することとしています。また、希望する学校や園には市職員が出向き、教材を活用した出前授業を行う予定としております。

- 佐藤廃棄物対策課長：それでは資料6をご覧ください。ごみ集積場からの資源物等の持ち去り状況についてご報告いたします。市民からの通報件数を年度別で見ますと、昨年6月の「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正（ごみ集積場からのごみの持ち去り禁止）前後に市民からの通報件数が大幅に増加し、その結果として23年度の通報件数は140件に達しまして、これをピークに条例改正以降減少傾向となっています。区別にみますと平成23年度は中央区・西区・東区の旧新潟地区を中心に通報が集中していました。平成23年度の月別件数では、7月から10月においては条例が制定されたことから市民の関心が高まり、101件の通報がありました。その後、11月1日から罰則が適用されたこともあり、11月以降の通報件数は月あたり1桁台と減少しました。この間、ごみ集積場の民間パトロールのほか、市職員による早朝巡視等の活動の強化を図り、条例の周知徹底・指導に努めてきました。

平成24年度4月から8月の通報件数は月平均約3件となっており、以前のようにトラックでごみ集積場に乗りつけての「燃やさないごみ」や「缶」などを持ち去る行為はほとんど見受けられなくなりました。現在ではバイク・自転車などで小遣い稼ぎの高齢者が「びん」や「缶」を持ち去る行為が多少見受けられますが、ほとんどが条例をよく知らない方であり、パトロール時に条例の内容を説明し、今後しないように指導しております。ただ、残念ながら繰り返し持ち去り行為を行う高齢者の方がおまして、その方に先日警告書を出しました。

また、条例制定の効果をごみ量からみた場合に、平成22年度と平成23年度で持ち去りが多かった「燃やさないごみ」と「缶」については、「燃やさないごみ」で前年比較347トン、9.9%の増加となっており、「缶」においても157トン、6.9%の増加となっています。さらに、平成23年度と平成24年度の4月から8月までの同時期を比較しましても、「燃やさないごみ」で408トン、25.5%の増加、「缶」で173トン、18.7%の増加となっております。これらの結果からみましても条例の効果が現れているだろうと考えております。

#### ■「新しいごみ処理基本計画に基づく施策の進捗状況について」質疑応答

- 藤井会長：ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
- 植木委員：資料2についてですが、使用済小型家電の回収拠点を12カ所にしたのはなぜでしょうか。これは試行段階にあるからでしょうか。また、今後拡大する予定はありますか。
- 吉田廃棄物政策課長：今年度はモデル事業として考えているため、12カ所のみとさせていただきました。制度開始のとき自治協議会等で説明しましたが、もっと回収拠点を増やしてほしいというお話がありましたので、拡大できるかどうか今後検討していきたいと考えております。
- 椎谷委員：マンガ版「生ごみ減量&活用！ガイドブック」は非常によくできていると思います。先ほどの説明で配布場所を公民館と他にどこに配布するとおっしゃりましたか。
- 吉田廃棄物政策課長：公民館と区役所、さらに婦人会等に配布させていただきたいと考えています。婦人部の会合があった際にお邪魔してガイドブックをお渡し、若い主婦の方々にも見ていただきたいと考えております。
- 椎谷委員：私は子育て支援センターで働いていますが、そこにもぜひ置いていただきたいと思っています。お母さんたちはごみの減量にとっても興味があると思うし、このような資料やマイポトルガイドがあると知れば、ぜひいただきたいと思っているお母さんがたくさんいると思います。

そこで、市の各施設や支援センターに配布するための区役所の棚入れボックスにガイドブックを1部ずつ入れていただき、もっとほしいと要望があればそこに配布する様なことはできないでしょうか。そうすることで、館内に置いたり、そこに訪ねてくるお母さん方にお話ししたりすることのできるのを、多くの方々に知っていただく機会が増えると思います。

- 吉田廃棄物政策課長：ありがとうございます。そのようなご意見を参考にさせていただきます。
- 中澤委員：現在12カ所に使用済小型家電の回収拠点を設けているということですが、スーパー等に今後回収箱を置くことは考えていますでしょうか。よく行く場所ですし、市民の方は使用済小型家電を持って行きやすいと思います。とはいってもやはり、そのような場所では回収箱の管理が難しいのでしょうか。
- 吉田廃棄物政策課長：現在はできるだけ土日も開いているようなところに設置させていただいております。回収品目には携帯電話等の個人情報に関わってくるものもありますので、やはり回収箱は人の目の届く所に置かなければならないと考えています。そのため、現在は公共施設を中心に12カ所置かせていただいております。ただ、今後はスーパーや特に家電量販店に置かせていただき、家電を買いに来られた人が買う前に使用済小型家電を回収箱に出すことができるような状況をつくれればよいと考えております。いただいたご意見についても検討していきたいと考えています。
- 山賀委員：使用済小型家電の回収量についてこれまでの実績値は記載していますが、目標値というものは定めていますか。また、定めていましたらそれに対して比較すると現在の回収量は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。そのあたりの状況を教えてください。
- 吉田廃棄物政策課長：モデル事業ということではっきりと目標値は定めておりません。事業を開始した6月の回収量は約1,000kgでしたが、7月は601kg、8月466kgということで最近は少し伸び悩んでいるのではないかと考えています。そのため、今後さらに啓発に力を入れていきたいと考えております。(後に平成24年度の目標値を35トンに設定している旨発言を訂正した。)
- 宮尾委員：5点ほど質問させていただきます。

まず1つ目として、使用済小型家電の回収に関連する質問ですが、廃品回収業者が1円/kgなどとして盛んに家電を回収しているのはご存じでしょうか。それらの業者は小型家電だけでなく本来リサイクル料金を支払って処分しなければならない洗濯機、エアコン等も回収しております。このような業者に出した方が市民にとっては得なわけで、市民の方がそのような業者に回収を依頼することは問題ないのか教えていただけないでしょうか。

2つ目として、生ごみ減量対策に関するものですが、先日長岡市の「家庭から出る生ごみのバイオガス化」の取り組みが新聞に掲載されていました。新潟市でも、生ごみの堆肥化だけでなく、バイオガス化といった他の資源化の取り組みを進める考えはありますでしょうか。

3つ目も生ごみ減量対策に関するものですが、乾燥生ごみを回収拠点に持ち込み、ポイントを貯めた市民は市の共通商品券と交換できるとありますが、個人的に景品でつることはあまり感心できません。乾燥生ごみを持ち込む動機付けとしては仕方ないと思いますが、それよりも市民一人一人がごみ減量に対して自覚を持つようなことはできないでしょうか。やはり、そういった自覚を持つ事が大事であると思いますので、食育・花育センターで開いた「生ごみ堆肥化講座」のようなものをぜひコミュニティ協議会や自治会、市民のサークル単位で開催するなど発展してい

けないかと考えています。

4つ目として、サイチョypress v o l . 1 4の記事に「学校給食残さを豚のえさに活用！」とありましたが、学校給食残さよりもコンビニ等も含めた小売店や一般の飲食店から出る食品残渣の方が圧倒的に量が多いと思われます。そのような店舗から出る食品残さは給食残さよりも飼料化に向いていないと記事にあるようですが、店舗などから出る食品残渣も飼料化に向けた取り組みを進めた方がいいのではないかと思います。

最後に5つ目として、後々説明があると思いますが、自治会等への環境配慮型防犯灯補助金についてです。先日の事業仕分けの対象だったようですが、そこでどのような結果がでたのか、また今後どうしていくつもりなのか、考えをお聞きかせください。

- 佐藤廃棄物対策課長：1つ目の廃品回収業者による家電回収に関する質問への回答をさせていただきます。空き地等で家電を無料回収しているような業者がいることは把握しており、そのような業者の動向を注視し、取締りを行っております。なぜ市民がそのような業者に家電を出すと問題かということですが、市で調べた状況ではそのような業者は海外へ部品として輸出している業者が多くおります。そして、回収したものを部品等に分解する際、環境汚染・破壊につながるような不適切な処理・保管をする可能性が高いという問題があります。例えば、冷蔵庫を分解する際フロンを回収せず大気中に放出したり、テレビ等ではお金になる金属・基盤部分のみを取り出し、お金にならないプラスチック等の他の部品を不法に投棄したりといったことが起こりかねません。幸い、新潟市ではそのような事例はまだ起きていませんが、そのような事態が起きないように回収業者に不適切な処理・保管をしないように指導しています。ただし、海外できちんとリユースする（例えば冷蔵庫であれば再び冷蔵庫として使う）ことを目的に回収している業者については認めており、その際、屋外に野積みするなどの不適切な保管はしないように指導しています。廃棄物の輸出入に関するバーゼル条約にかかる可能性もあるわけですから、雑な取り扱いをせずきちんとリユースするものについては認めているという状況です。なお、現在新潟市には無料回収業者が20者程度いることを把握しています。
- 吉田廃棄物政策課長：2つ目の家庭から出る生ごみの資源化に関する質問への回答をさせていただきます。生ごみのバイオガス化を行うということは、生ごみを資源として分別していただく必要があり、市民に新たに分別をお願いすることになります。その周知の徹底、さらにはバイオガス化施設の建設にも大きな費用がかかるため、現段階では難しいのではないかと考えています。また、昨年度行われた清掃審議会においてもこの件に関しては時期尚早とのご意見をいただいているので、引き続き長岡市等の取り組み状況をみながら、様々な資源化の可能性を見極めていきたいと考えております。

3つ目の家庭から出る生ごみの減量化に関するご質問ですが、昨年度まではポイントを貯めた方への景品としてエコグッズや花・野菜の種を差し上げていましたが、今年度から商品券へ変更しました。乾燥生ごみは繰り返し持って来られる方が多いため、一度エコグッズなどをお渡しするともういらなくなるわけです。そういった事情もあり商品券に変更させていただきました。また、回収拠点もこれまでの焼却場などよりも、各区役所窓口の方が市民の方が訪れやすいということで変更いたしました。その結果、より多くの市民に参加していただき回収量も増加しましたので、生ごみ減量化に対し興味・関心を持つ方が増えたのだらうと考えています。商品券がいいのかどうかということをご意見として承りたいと思います。



また、今年度開催した生ごみ水切り講座と堆肥化講座はどちらも募集の定員よりも多い応募がありまして、各1回の予定だったものを2回開催させていただきました。やはり、生ごみ減量化というのは市民の方にとっても大変関心のあることだと再認識できました。今後もその開催方法について検討し、ぜひ続けていきたいと考えています。

4つ目の食品残さの飼料化に関する質問ですが、確かに学校給食残さよりもスーパーやコンビニ、飲食店等から出る食品残さの量の方が多く排出されているのは承知しています。しかしながら、これらの食品残さを飼料化する事は大変難しく、給食残さの塩分・油分が控えめであることや養豚業者の意向も考慮したうえで、今回給食残さの飼料化が実現できたということをご理解いただきたいと思います。

5つ目の自治会等への環境配慮型防犯灯補助金については、事業の執行が他の課のため、事業仕分けの結果等については回答できません（5つ目の質問については後で回答した。）。

- 菊野委員：マイボトルキャンペーンについてですが、このキャンペーンを利用した年代層や男女比などを把握していれば教えていただけますか。次に、今回の市のキャンペーンの取り組みにかかわらず、以前からマイボトルに飲料を提供していた店舗は新潟市にどのくらいあったかということも参考までにお聞かせください。
- 吉田廃棄物政策課長：まず、マイボトルキャンペーンを利用した年代層等についてですが、申し訳ありませんが把握できていません。次に以前からマイボトルに飲料を提供していた店舗についてですが、タリーズさんやスターバックスさんなど大手のチェーン店などが行っておりました。今回のキャンペーンの開始に伴い、みかづきさんやこれまで行っておられなかった個人店なんかも協力してくださり、ここまで参画店が拡大できたと考えております。
- 松原委員：乾燥生ごみ拠点回収について先ほど成果が出ていると説明されており、回収がうまくいっているようですが、市としてはどういう数値で生ごみのリサイクルが進んでいるかを把握しているのかということと、使用済小型家電の回収について、新潟大学の回収量が他と比べて伸びていないと思いますが、実際に事業を開始してから分かった問題点や現場の声があればお聞かせください。
- 吉田廃棄物政策課長：まず乾燥生ごみの拠点回収についてですが、昨年6月から新たに始めた事業で、今年6月から景品の変更や拠点の変更・拡充をしました。そして、それ以降の回収量は前年同月比を大幅に上回っており、より多くの市民の方々に乾燥生ごみに取り組んでいただいた結果だと評価しています。また、回収拠点によって回収量にばらつきがあり、エコプラザや廃棄物政策課では大幅に伸びています。一方、商店街に2箇所拠点を設置させてもらっていますが、少し伸び悩んでいるといった状況でございます。

次に使用済小型家電についてですが、大学生は引越しや家電の買い替えをして、その過程で使用済家電が大量に出ると想定しましたが、現在の状況からみるとあまりそうとも言いきれないようです。今後は回収状況をみながら、制度の周知や設置拠点について検討していきたいと考えています。

- 松原委員：ありがとうございます。もう1つ小型家電の回収状況について、回収量の多い拠点では回収品目の中でも重量のあるものが数多く回収されているのでしょうか。
- 吉田廃棄物政策課長：回収拠点ごとの回収品目まで把握しておりませんが、全体としては携帯電話、CDプレーヤー、リモコン、ACアダプター、電卓等の比較的軽量のものが多く出されてお

ります。

- 熊倉環境部長：使用済小型家電の回収事業について、大学での回収量が他と比べて伸びておりませんが、今年度開始したばかりのモデル事業ということもあり、現状まだまだ周知されていないと思われるので、松原先生の方でも機会があればぜひ学生の方への周知等のご協力をいただければと思います。

- 藤井会長：昨年度改定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、様々な施策に取り組んでいる状況が確認できました。新たに取り組んだ小型家電の回収やマイボトルキャンペーンなどの施策については、課題もみえてきているようですので、今年度の実績などもみながら来年度に向けて検討していただきたいと思います。

それでは、東日本大震災で発生したがれきの受入れについて、住民説明会の開催状況等について事務局から説明をお願いします。

## ■「震災廃棄物の受け入れについて」事務局説明

【パワーポイントのスライドに基づき「東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて」要点を説明】

- 樋口廃棄物施設課長：引き続きまして資料7-1の災害廃棄物の受け入れの検討状況について説明させていただきます。受け入れの理由としましては、災害廃棄物の早期処理を進めることが被災地の復興に欠かせないことから、本市でも受け入れに協力するというところでございます。

受け入れ検討の経緯については、国からの調査において「放射能濃度が不検出を前提に受け入れ検討中」と回答しており、その後クリアランスレベル100ベクレル以下のものを受け入れ基準として検討しました。新潟市議会では、「災害廃棄物の積極的な受け入れに向けた準備を進めるよう市に求める決議」を可決したところでございます。そして、新潟県内で受け入れを検討している5市で共同記者会見を行い、本格的な受け入れに向けた検討の準備を進めることを表明しました。また、住民説明会につきましては、7月26日から9月9日まで実施しました。7月27日には新潟県と5市で「試験焼却についての合意」をしたところでございます。

次に住民説明会の開催状況ですが、対象範囲につきましては焼却及び埋立施設から半径1kmにかかると地域は自治会単位、半径2kmにかかると地域はコミュニティ協議会単位で開催しました。また、全市民対象の説明会を9月2日に開催し、これを含めて全49回の実験会を開催しました。その他、ご要望のありました区の自治協議会などへの説明を10回開催いたしました。

参加状況については、市の主催した49回の実験会では延べ1,195人、1回あたり平均で24人の参加となりました。内訳については記載のとおりでございます。

資料右側の説明会におけるアンケートの結果ですが、回答者の割合は男性が約8割、女性が約2割となりました。年代につきましては、60代が最も多く39%、次に70代で24%、50代で16%の順でした。次に説明の理解度については、約67%の方から「よく理解」又は「ある程度理解」していただきました。

次に、アンケートのコメントからの分析についてです。アンケートでは賛成か反対かの設問はありませんでしたが、自由記載欄等に記載のコメントの内容を確認し「明確な賛成」、「賛成的」、「明確な反対」、「反対的」と、その他として「コメントなし・判断不可等」に分類し、集計いたしました。全体では「明確な賛成」、「賛成的」が合計で15.7%、「明確な反対」、「反対的」が

合計で26.5%であり、コメントなしや賛成的、反対的な意見ではない記載が57.8%ありました。コメントなしなどを除いた割合では、「受け入れ賛成」はカッコ内に記載いたしました。合計で37.4%、「受け入れ反対」は62.6%でした。施設別の内訳は記載のとおりです。

続きまして、**資料7-2**の廃棄物処理施設における基準超過について説明いたします。はじめに、新津クリーンセンターの排ガス中のばいじん濃度基準超過についてご報告いたします。

概要についてですが、同センターから放出される、すすなどの微粒子である「ばいじん」が基準を超過した事案でございます。経緯と対応でございますが、排ガス中のばいじんについては、ばいじんを除去する装置であるバグフィルターの出口にばいじん濃度計が備え付けられており、24時間監視を行っているところですが、本年2月17日のメーカーによるばいじん濃度計の定期点検の際に出力チャンネルの設定変更を誤って行ったため、信号が送られてこない状態になっていました。

そのような中、5月24日に排ガス測定を行いその結果が31日に出て、ばいじん濃度の基準値超過が判明。翌日の6月1日に焼却炉を停止し焼却炉内の温度低下を待って、6月7日に原因を確認したところ、ばいじん濃度計の誤設定が分かりました。また、バッフル板というバグフィルターの布（ろ布）に排ガスが直接当たらないようバグフィルターの手前についている鉄板があるのですが、その板に直径10cmの穴が開いており、その影響でろ布1本に破損が確認され、基準を超えるばいじんが大気に放出されたものでございます。なお、2号炉に替え、1号炉を運転していましたが、1号炉のばいじん濃度計は正常に作動していることを確認しております。

その後、6月17日にバッフル板の補修、ろ布の交換を行い、7月2日に2号炉を稼働させ、ばいじん濃度が基準値以下であることを確認いたしました。原因については、今ほど申し上げましたバッフル板に穴が開きろ布が破損したことと、ばいじんを常時監視する濃度計が正常に働いていなかったことによるものです。対処については、バッフル板の補修、ろ布の交換、ばいじん濃度計の点検を行いました。

再発防止策についてですが、ばいじん濃度計の感度を上げて微小な変化を確認できるようにしたこと。ばいじん濃度計の点検時の適正設定の確認や出力信号を日々確認することといたしました。また、機械に頼ることなくバグフィルターやバッフル板の劣化状況を目視により回数を増やして点検することといたしました。

情報提供についてですが、6月1日金曜日に焼却炉を停止した翌週月曜日の6月4日に、報道機関への情報提供と併せて地元自治会への状況説明を行い、6月26日にばいじん超過原因と対策について再度お知らせしたところです。また、健康被害については確認されていません。なお、ばいじん濃度計の設定ミスが主な原因であることから、処置費用についてはメーカーにより対応していただきました。

次に、新田清掃センターの焼却灰中の鉛の基準超過についてご報告いたします。概要についてですが、焼却灰、具体的にはバグフィルターで除去した飛灰ですが、その飛灰中の鉛などの重金属を溶出防止するための処理を行った後の処理飛灰から、基準を超える鉛の値が検出された事案でございます。

経緯と対応についてですが、本年4月25日に市による処理飛灰の溶出検査を行い、その結果が5月10日に分かり、基準値超過が判明したため処理飛灰の埋立施設への搬出を停止いたしました。併せて、鉛の溶出防止のための薬剤添加量を増やし、鉛が基準値以下になったことを確認

いたしました。

新田清掃センターの飛灰については赤塚埋立処分地に埋立てをしていますが、基準超過の疑いのある飛灰を埋め立てた第3と第4赤塚埋立処分地の放流水の水質検査を行った結果、両施設とも基準値以下でした。なお、放流水については停止いたしませんでしたが、停止する措置が望ましい対応であったと思っております。

また、鉛の基準超過の疑いのある埋立済みの飛灰を検査し、検出された処理飛灰については、6月から埋立施設から掘り起し作業を行い、新田清掃センターの敷地内に運び、順次再焼却し、排出された灰を再度鉛の溶出防止処理をしている状況でございます。

この原因についてはごみの中の鉛含有量が増加したものと思われまます。対処については薬剤の添加量を増やして溶出の防止を強化し、埋立て済みの処理飛灰の掘起し及び再焼却処理をしているところでございます。

再発防止策についてですが、重金属等が含まれているごみの分別の徹底を図ります。また、今後は、重金属等を含む処理飛灰を埋め立てた処分地における放流水の速やかな停止を行います。なお、処理前飛灰と処理飛灰の検査を毎月実施することといたしました。

情報提供についてですが、これまでの情報提供の目安は、例えば排ガス中のばいじんや放流水中の有害物質が基準を超えるなどの大気環境や公共水域への排出により、市民生活に影響を及ぼす可能性のある場合としていましたが、この事案については処理施設内での基準超過であったため、情報提供は行っていなかったところです。しかし、今後については情報提供に努めてまいります。なお、処理経費については、飛灰の適正管理も焼却施設の運営会社が行うこととなっているため運営会社が負担しております。

続きまして、亀田清掃センターの焼却灰中の水銀の基準超過について報告いたします。概要についてですが、同センターから排出される処理飛灰中の水銀が基準を超過した事案でございます。

経緯と対応についてです。年1回、処理飛灰中の重金属溶出検査を行っているところですが、6月11日に測定した検査結果が7月5日に分かり基準値超過が判明しました。7月9日に処理飛灰の溶出再検査を行った結果、7月13日に基準値以下であることを確認しました。

また、基準超過の疑いがある処理飛灰を埋め立てた亀田埋立処分地と太夫浜埋立処分地の放流水中の水質検査を7月19日に行い、結果が出るまで放流を停止しました。7月25日に太夫浜埋立処分地、7月26日に第3亀田埋立処分地が基準値以下であることを確認し、それぞれ放流を再開しました。なお、第3、第4赤塚埋立処分地に搬入した処理飛灰については、新田清掃センター焼却灰中の鉛基準超過時に溶出検査を行い、基準値以下であることを確認済であったため、放流水の停止は行いませんでした。

原因については、4月から実施しました燃やさないごみの自己搬入規制緩和などに伴う搬入ごみ中の水銀含有量が増加したものと思われまます。対処については、今後埋立施設に搬入された処理飛灰の溶出検査を行い、基準値を超過した分については掘り起こしを行い、処理することといたします。再発防止策等についてですが、新田清掃センターと同様に、分別の徹底と放流水の停止及び毎月の検査実施を行います。情報提供についてですが、新田清掃センターと同様の理由により情報提供は行いませんでした。

1枚、おめくりいただいて2の事故対応マニュアルの整備について説明させていただきます。現在、施設の運転管理や光化学スモッグ緊急時対策等のマニュアルについては整備しております

が、事故発生の未然防止や万一事故が発生した場合の拡大防止を目的として、緊急連絡体制、関係機関への報告、事故後の対応、施設職員等への教育・訓練などを含めた事故対応マニュアルの整備を行ってまいります。

3の情報提供のあり方についてです。廃棄物処理施設の運営に伴う事故等については、これまでの市民生活に影響を及ぼす可能性がある大気環境や公共水域への排出した場合に加え、先ほどご説明した焼却灰中の重金属等の基準超過した事案についても情報提供を行っていきます。

参考として右側については、新津クリーンセンターのバップル板に穴があいた写真と、バグフィルターの破損した写真でございます。

説明は以上でございます。

#### ■「震災廃棄物の受け入れについて」質疑応答

- 藤井会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
- 柴田委員：新田清掃センターでは焼却灰を溶融することでスラグができると思いますが、そのスラグはどう処理されているのでしょうか、また放射能を測定したりするのでしょうか。
- 樋口廃棄物施設課長：新田清掃センターにおいて、焼却灰を溶融する事でメタルとスラグが生成されます。メタルに関しては売却しており、スラグに関しては当初道路の路盤材として売却する予定としていましたが調整が進まず、現在は埋立をしている状況です。なお、どちらも基準を満たしているか測定を行いたいと考えています。
- 宮尾委員：先ほど見せていただいたスライドで住民説明会を行ったと思いますが、アンケート結果において市の説明をよく理解したと答えた人は多くはないようです。先ほど説明をお聞きしましたがやはり専門的な言葉が多く、住民にとって内容が難しいのではないかと感じました。また、新聞にも載っていましたが県知事との意思の疎通ができていないというのが一層県民の不安につながるのではないかと感じました。県との連携をしっかりといただかないと、住民が不安に思うのでより丁寧な説明が必要と感じましたがいかがでしょうか。
- 樋口廃棄物施設課長：今日は説明時間が限られていたため、走り走りの説明になってしまいましたが、住民説明会ではもう少し時間をかけて丁寧に説明させていただきました。住民の方も専門的な知識をお持ちの方もいれば、まったく知識がない方もおられて、そのあたりでどのような資料を作るかは悩んだところでございますが、分かりやすくかつある程度専門的な用語も用いて住民の方が知識を身に付けられるような内容といたしました。また、県との連携については、これまで十数回に渡り協議してまいりました。**資料7-1**に記載のとおり、7月27日に県と災害廃棄物受け入れを表明した5市との間で「試験焼却についての合意」が交わされたところですので、今度とも引き続き連携を強めていきたいと考えております。県の考え方としては、災害廃棄物の受け入れ自体については必要であり、重要なのは放射性物質の管理方法ということで、その点に関しても引き続き協議していきたいと考えております。
- 椎谷委員：私どもの仕事の関係で福島から避難された母子の支援を行っていますが、放射能に対して不安を感じている人も多数おります。そのようななか、様々な情報が飛び交う状況でどれを信じればよいかと悩む人もいると思われまます。新潟県では食品に関する情報を毎日公表しているようですので、それらも参考としながらより詳細な情報を公表していただきたいと思ひます。また、ホームページだけではなく、テレビや新聞を使った情報提供もしてほしいと思ひます。

- 樋口廃棄物施設課長：ご指摘のとおり様々な媒体を通じた情報提供に努めていきたいと思ひます。また、住民説明会の方でも試験焼却の結果をホームページだけでなく区役所だよりやチラシで知らせてほしいというご要望がありましたので、そのようなかたちでの情報提供も行っていきたいと考えております。
- 菊野委員：放射線量の測定結果、あるいは廃棄物処理施設で万が一基準値超過等が起きた際は、できるだけ速やかに情報提供していただきたいと思ひます。東日本大震災の際も、情報提供の遅れから被災者の不安が出ていたと思ひます。先ほど説明のあった新津クリーンセンターでの排ガス中の基準値超過の事例をみましても、基準値超過が判明し焼却炉を停止した6月1日から報道機関等への情報提供がなされた6月4日までに3日のタイムラグが生じています。きちんとした状況の把握や今後の対策の検討等を行ってからの公表となるなど、様々な事情があるかと思ひますが、やはり住民の不安を取り除くためにもできるだけ速やかな情報提供をお願いしたいと思ひます。
- 樋口廃棄物施設課長：不信感を持たれないよう速やかな情報提供に努めてまいりたいと思ひます。
- 山下委員：先ほどの質問とも関連してきますが、新津クリーンセンターにおいて測定器の点検時にメーカーが出力の誤設定をし、その設定が誤りだとわかり復旧するまでの間で、誤設定や基準値超過の兆候に気づく事ができなかったのでしょうか。
- 樋口廃棄物施設課長：これまでこういった事例は起きた事がなく、機械を信用していたため気づくことができませんでした。しかし、現在はそのような事が起きないように、様々な再発防止策をとったところですのでそのような事態は生じないと考えています。
- 山下委員：再発防止策を具体的に教えてください。
- 樋口廃棄物施設課長：業者が測定器の点検を行う際職員も立会ってダブルチェックを行う、測定器の出力信号を日々確認する等、人の目による監視の強化を図りました。また、機械の設定に関しましても測定器の感度を上げて、より微小な変化にも対応できるようにしました。
- 山下委員：分かりました。災害廃棄物の受け入れに関して追加で質問させていただきます。先ほどの説明で、焼却灰は埋立地に運ばれる分もあると説明されていましたが、その量はどの程度になりますでしょうか。埋立処分地の延命化についてもその影響がどの程度になるか気になります。新田清掃センターで焼却された災害廃棄物は赤塚の埋立地へ運ばれると思ひますが、埋立地の使用可能年数は変動するのでしょうか。それと、赤塚の処分地の埋め立てが終わった後の扱いに関してですが、これまでは公園などに整備されていたと思ひます。赤塚をどのように整備する予定でしょうか。
- 樋口廃棄物施設課長：1つ目の災害廃棄物の量に関する質問について回答させていただきます。環境省より5市で6, 300t程度処理をお願いされていますが、その内どの程度新潟市で処理する事になるのか詳しくは決まっておられません。仮に、約半分の3,000tを処理するということとなりますと新田清掃センターでは33分の1くらいに減容化され全体でも100t弱になると思われます。実際には亀田と新田でそれぞれ処理しますので、埋め立てる量も微々たるもので、埋立処分地の延命化に大きな影響は生じないと考えております。  
また、2つ目の赤塚の埋立地がどれだけでもつかということですが、計画当初15年と想定しておりましたが、今後人口の減少やごみの減量が見込まれるため、さらに伸びるのではないかと考えております。また跡地利用につきましては、赤塚の第1、第2は公園整備、太夫浜はサッカー

場ができており、一部公園の整備も始めております。第4処分については、埋立てが完了するまでに15年以上ありますので、どのように活用するかは地元住民の要望もお聞きしながら検討していきたいと考えております。

- 松原委員：廃棄物処理施設の基準超過の事例に関してですが、過去にも似たような事例はありましたか。
- 樋口廃棄物施設課長：昨年白根グリーンタワーで排ガス中の一酸化炭素濃度の基準値超過があり、新津の事例と同様に対処させていただきました。また、2年前に鑑潟クリーンセンターで灰に含まれる鉛含有量の基準値を超過した事例がございます。
- 柴田委員：**資料7-1**のアンケート結果をみるとまだまだ賛成の方が多くはないようですが、住民との意見のすり合わせもしていかなければならないなか、今後どのようなスケジュールで災害廃棄物の受入れを進めていくのでしょうか。
- 樋口廃棄物施設課長：市長としては説明会や市長への手紙、子どもへの電話等に寄せられたご意見にしっかりと対応し、議会や国や新潟県、岩手県等と連携しながら進めていきしていきたいと考えています。また、試験焼却の実施時期に関しましては、三条市や柏崎市の試験焼却の結果が出た1カ月後くらいになると思いますが、具体的な日にちがいつになるかはまだ判断できません。
- 藤井会長：ありがとうございました。このことに関しましてはきちんと情報の公表をしていただき、審議会といたしましても注意深く状況を見守っていききたいと思います。それでは、ごみ処理手数料還元事業について事務局から説明をお願いします。

#### ■「ごみ処理手数料市民還元事業について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：それでは「ごみ処理手数料の市民還元事業」についてご報告いたします。最初に経過についてご説明します。**資料8**をご覧ください。新潟市清掃審議会より、平成19年2月16日に答申のあった「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の中に、ごみ処理手数料の市民還元についての目的、用途の決定について記載されています。

ごみ処理手数料の市民還元はこの答申に沿ったかたちで、指定袋作成費、販売委託経費を差し引いた手数料収益については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元するとともに、市民代表を含めた検討会議を設置し、透明性を確保したうえで事業を進めることとしました。

事業の素案については、平成20年1月22日に開催した第1回ごみ処理手数料還元市民検討会議の中で協議し、委員の皆さまからご意見を頂いたうえで、市民還元事業を進めてきました。なお、ごみ処理手数料還元市民検討会議の概要については、記載のとおりでございます。

それでは、次に**資料8別紙1**をご覧ください。最初に、平成20年度から22年度までのごみ処理手数料の用途についてはご覧のとおりでございます。

平成22年度の還元事業については、新たに検討会議の中で「分別ルールを守ってもらうためには、市民意識の啓発が最も重要である」という意見を反映し、21年度では活用事業であった「分別意識の向上と啓発」を新規事業として加えました。

続きまして、平成23年度の決算見込みと平成24年度予算についてご報告いたします。平成23年度は、収入が、約8億9,500万円になる見込みです。支出は、指定袋作成経費で約2億7,700万円を支出する見込みです。収入に占める割合は31.04%です。

還元事業については、(2) クリーンにいがた推進員育成事業、(9) 古布・古着の拠点回収費、(12) 防犯灯設置補助金の3本の新規事業をこれまでの決算状況や市民検討会議でのご意見を参考に追加しており、合計5億5,341万円を支出する見込みでございます。また、活用事業に6,378万円を充てる見込みですが、活用額は大幅に減り、一般財源への繰入れはなくなる見込みです。

平成24年度ですが、平成20年度の事業スタートから5年目を迎え、各事業ともこれまでの実績に沿ったかたちで事業予算を組むなかで、収支は指定袋作成経費と還元事業だけでごみ処理手数料収入を使い切るペースで推移しています。特に、LED防犯灯の設置補助申請の件数が伸びております。

最後になりますが、ごみ処理手数料の市民還元事業は、当初手探りの中でスタートしここ数年は還元事業のほかに活用事業に手数料収入を充ててきましたが、5年目を迎える中で手数料収入は清掃審議会で答申を頂いた事業や市民検討会議でご意見を頂いた新規事業などの還元事業で執行できる見込みであります。

今後ごみ処理手数料の用途につきましては、年2回程度開催している市民検討会議で予算、決算の報告をするとともに、決算の状況を踏まえの新規事業や既存事業の拡大、縮小について委員の皆さまからご意見を頂きながら、還元事業予算に反映し手数料収入は全て還元事業で執行していきたいと考えております。

なお、**資料8別紙2**は平成24年度市民還元事業の内容や制度を簡潔に説明したものです。それぞれの説明については、省略させていただきます。以上で報告を終わります。

#### ■「ごみ処理手数料市民還元事業について」質疑応答

- 藤井会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
- 宮尾委員：収支のことについて質問させていただきます。23年度の決算見込みについて、23年度の予算と比較してみたのですが、「(1) 分別意識の向上と啓発」については142%のオーバーとなっております。ところが「(8) 家庭系生ごみ減量化の推進」、「(11) バイオマス利活用」、「(13) ごみ出し支援」については、半分くらいしか執行されていないということに気がつきました。これはこれでよろしいのか。または決算見込みのため今後額が変更となるのか、教えてください。
- 吉田廃棄物政策課長：「(8) 家庭系生ごみ減量化の推進」、「(11) バイオマス利活用」、「(13) ごみ出し支援」ですが、これは予定した予算よりも申請件数が少なかったため、結果的に執行額が予算額よりも低くなったということでございます。一方で、「(1) 分別意識の向上と啓発」については、ごみと資源の情報紙「サイチョプレス」の発行など、広報・啓発事業に力を入れたためにこのような執行率になったところでございます。
- 植木委員：**資料8別紙1**の「⑥環境教育実践協力校」が平成21年度しか表記がないのですが、私は大変重要だと思っております、どうして21年度しかないのでしょうか。
- 吉田廃棄物政策課長：平成21年度は「活用事業」として位置付けでしたが、平成22年度からは「還元事業」という位置づけで引き続き事業を行っております。



## ■「分かりやすい分別呼称について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：昨年度の清掃審議会でご指摘があり、新しい基本計画にも盛り込まれた一部の分かりにくい分別呼称の見直しについて資料9に基づき説明いたします。10種13分別のうち、まず「有害・危険物」については危険物という言葉のイメージから割れたガラスや包丁などを出す方が多く、分別誤りの要因となっています。

また、プラスチック製容器包装については「プラスチック」という言葉のイメージから、バケツやビデオテープなどプラスチックの「製品」もプラスチック製容器包装の資源に混入していることがあり、こちらも未だに市民からの問い合わせが多く、呼称の変更が必要と考えています。

そこで、それぞれについて呼称の変更案を検討しました。有害・危険物について他都市の状況を調べたところ、乾電池やスプレー缶など品目そのものを明示している自治体が多くありました。そこで、本市においては、間違いのもととなる「有害・危険」という言葉をなくし、当市で指定している品目を明示するかたちで考えております。

また、プラスチック製容器包装については、先ほど申し上げましたとおり「プラスチック」という言葉が誤解を招く要因と考え、資源として出す際の目印となる「プラマーク」を前面に出した呼称にしてはどうかと考えております。

それぞれ3つの案を提示させていただきましたが、ご意見等いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

## ■「分かりやすい分別呼称について」質疑応答

- 藤井会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。どの案がよろしいでしょうか。皆さま具体的なご意見がありましたらどうぞ。

- 菊野委員：「有害・危険物」についてはその品目をすべて明示している案③「乾電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、スプレー缶類」、「プラスチック製容器包装」については案③「プラマーク容器包装」が個人的には分かりやすいかなという印象でございます。

- 熊田委員：この件については以前私から提案したという経緯もありますので意見を述べさせていただきますが、「有害・危険物」のなかで「スプレー缶類」の「類」というのは何を示しているのでしょうか。「缶類」とすると曖昧な感じがするので、「類」をとってしまった方が間違いは減るのではないかと思います。

また、5品目だけが対象であれば、5品目を並べた後に「だけ」とか「のみ」を加えた方がよりはっきりして分かりやすくなるのではないかと思います。

「プラスチック製容器包装」については、「プラマーク」自体を知らない人が圧倒的に多いと思うので、どの案にするにしてもプラマークの後でも前でも、そのマークのイラストを記載した方がより間違いが無くなるのではないかと思います。

- 藤井会長：ご提案ありがとうございます。「類」というのは何を想定しているのでしょうか。

- 吉田廃棄物政策課長：分別百科事典で「類」というのはカセットボンベを想定しています。

- 熊田委員：カセットボンベはスプレー缶と別個のものと捉えるのでしょうか。それともスプレー缶としてみられるのでしょうか。

- 吉田廃棄物政策課長：スプレー缶はヘアスプレーなどをイメージするので、カセットボンベは別じゃないでしょうか。

- 熊田委員：分かりました。それと、関連してお尋ねしますが、スプレー缶は使い切って出してくださいとありますが、すべて使い切れなかった場合はどうやって出せばいいのでしょうか。
- 藤井会長：穴を空けるのでしたかね。そのような器具もありますね。
- 佐藤廃棄物対策課長：分別百科事典のQ&Aでも記載させていただいておりますが、やむを得ず使い切れなかった場合は「中身あり」と缶や袋に表示して出してもらえれば問題ありません。
- 椎谷委員：プラスチック製容器包装のプラマークというのはすべての製品についているものなのでしょうか。例えば、ボールペンなどは付いていませんが、プラマークが付いているもののみが資源として回収の対象となるという理解でよいのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：ここで資源として回収しているプラスチック製容器包装というのは、プラスチックでできた「容器」や「包装」が対象となります。ボールペンなどはそれ自体が「製品」のため資源としては回収できません。燃やすごみで出していただくことになります。  
現在のプラスチック製容器包装はメーカーがプラマークをしっかりと付けるようになっていて、容器や包装材にはほぼ表示されるようになっていて、ただ、一部凹凸で分かりにくいものはあるのも事実です。
- 藤井会長：先ほどの熊田委員のプラマークのイメージを必ず付けるという意見についてはどうでしょうか。
- 吉田廃棄物政策課長：よろしいと思います。文字だけでなく視覚に訴えるかたちで、イメージで表示されれば分かりやすいと思いますので、それは検討したいと思います。
- 松原委員：今の案ですと、呼び方にプラマークがすべて付くかたちとなりますが、「プラマーク」という言葉がぜんぜん浸透していないので、現行のプラスチック製容器包装に「プラマークがあるもの」といったかたちで強調するというのでいいのではないかと思います。
- 中澤委員：いや、やはり「プラマーク容器包装」という呼称にして、それは何を意味するかと分かるように実際のプラマークのイメージも付けることによって、自然に浸透していくのではないかと思います。この方が分かりやすいと思います。
- 熊田委員：私も中澤委員と同感です。今まではプラスチックという言葉が勘違いの原因と考えられるため、プラスチックをやめてプラマークにし、さらにイメージも付けることでより分かりやすくなると思います。また、案①の「プラマーク資源」ですが、家族に聞いてみたらどうしても「ごみ」という感覚があるので、「資源」とするとまた分かりにくくなるのではないかと思います。
- 松原委員：分かりやすさという点が重要ですから、多数のご意見に従いたいと思います。
- 藤井委員：それでは、案③にプラマークのイメージを付けるということでもよろしいでしょうか。
- 坂田委員：プラマークが強調されるとお年寄りなんかはそのマークを中心に考えてしまうと思います。今までのプラスチック製容器包装で出していたものと変わらないということをきちんと理解してもらうために、これまでの呼び方にプラマークを付ける方がよいのではないかと思います。  
といいますのも、お年寄りなんかはプラスチックでできていけば何でもプラスチック製容器包装で出せると考えている方もおり、それで出されてごみステーションに残されてしまうということもあります。これまで定着したプラスチック製容器包装を切り替えるのはなかなか難しいと思います、あまり変わらない方がいいのではないかと思いますという意見を出させていただきました。
- 藤井会長：相反する意見が出てきましたが、部長は何かご意見はありますか。

- 熊倉環境部長：事務局としてはプラスチックの「製品」と「容器・包装」を混同される方のために、プラマークを強調した方がよいと考え、事務局として案を出させてもらいました。分かりやすくするという点では同じ方向性を向いていると思いますし、プラマークのイメージを入れるというのも、よりお年寄りにも視覚的に分かりやすくなるのかなというの、今日ご意見をいただいて思いました。多数決で決める場ではありませんけれども、今日いただいたご意見もしっかりと踏まえながらやっていきたいですし、全体のご意見を総合しますと案③の「プラマーク容器包装」がいいのではないかと考えています。
- 橋本委員：製造事業者側からすると、プラスチック製容器包装を利用する者として費用をお支払いしています。実際はプラマークがついていない容器包装もあると思いますし、プラマークがついている容器包装に限定するというのが気にかかるというのがあります。ただ、分別の分かりやすさを優先するというのであれば、「プラマーク容器包装」でよいと思います。
- 松原委員：この問題は小さいことですが大きな問題ですので、いろいろな世代に複数案を示してアンケートを取るといったことも必要ではないかと思えます。
- 菊野委員：質問ですが、これまでプラマークがついたものだけを資源として出していたのですが、プラマークがついていないものも資源として出していいのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：プラスチック製容器包装というのは容器包装リサイクル法に基づいて資源化されています。一方、プラマークの表示は別の法律で表示義務がありまして、基本的にはプラスチックでできた容器包装材にはプラマークがついています。  
 分かりにくい例として、花屋さんで購入した花を包んでいるセロファンがあります。これは、花を包んでいる包装材ですから本来花屋さんはプラマークを表示しなければなりません、それがされていない場合というのはございます。原則として表示の義務はあります。  
 ただ、容器包装リサイクル法でリサイクル費用を負担しなくてよい小規模事業者というのがありまして、大量に容器包装を使うところは相応の負担をして、一定規模より小さい事業者というのはそれが免除されています。そのような小規模事業者の費用分は逆に市町村が負担しているということになるわけです。
- 菊野委員：法律上そのような状況であったにせよ、一般の市民には分かりにくいことだと思います。私も素人ですから、今のお花屋さんのセロファンなんかはプラマークがついていないので、燃やすごみに出していました。
- 藤井委員：大変難しい根本的な問題になってきましたが、他にご意見はございますか。
- 熊田委員：実際にプラスチック製容器包装を出すときに迷う部分がたくさんあるというのが事実だと思います。例えばクリーニングに出して戻ってきたときについているカバーは、材質的にはプラスチック製なので容器包装に出せるけど、容器じゃないから資源に出してはいけないとか、先ほどのお花屋さんのセロファンの例もあります。  
 このように非常に悩むものがたくさんあると思うのです。ただ、基本的にはこういうものがプラスチック製容器包装に出せるものだよ、と市民に認知してもらわないと非常に難しいと思います。プラマークがついていなくても資源として出せるなら、それをきちんと記載していくしか方法は無いと思います。
- 椎谷委員：例えば今回「プラマーク容器包装」という呼び方に変えて、プラマークがついていないプラスチックのものが燃やすごみに流れると、焼却で何らかの弊害などはあるのでしょうか。

- 佐藤廃棄物対策課長：問題は生じません。
- 熊倉環境部長：いろいろご意見をいただいておりますが、まずは分別を分かりやすくするためにまずは「プラマーク」を目印にしてやってみようという考えでございます。確かにプラマークがついていないプラ製の容器とか、法律的な話もございますが、今は呼称の話をさせていただいて、あくまで呼称、俗称をどうするかということです。条例を変更するといった話ではございません。

直近でいえば来年度のごみ収集カレンダーを変更するというところから進めるわけですが、その他の問題も一度にするというのは時間的にも難しいものがあります。まずは本日提案したのから委員の皆さんからのご意見を踏まえて呼称を変えさせていただき、次年度以降も市民の反応をみながら見直しを進めていくというのが現実的な対応ではないかということで、提案させていただきたいと思います。

- 藤井会長：呼称については皆さんからのご意見を踏まえて案の中から決めればよいと思いますし、プラマークのイメージも一緒に付けるということ、また、お年寄りなどに対しても呼称の変更が理解されるように分かりやすい文章をつけるとか、そういった工夫をするのがベターだと思います。そのような対応も含めて事務局に一任して進めてもらえればと考えておりますので、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。